

自治基本条例とは何でしょうか

帝塚山大学名誉教授 中川幾郎

はじめに

1. 自治基本条例とは何でしょうか

- ① 自治体を取り巻く憲法、自治法体系、条例体系をわかりやすくする条例
- ② 自治体運営理念・原則の確認をする条例
理念＝重視する価値、原則＝行動原則
- ③ 町民（団体）、政治（議会）、行政（首長・職員）三者の役割、責務を明記する
- ④ 住民（町民）自治、団体自治の関係性の再確認
- ② 自治体独自制度の設置根拠条例ともなる（町民参画、住民投票、行政評価、パブリック・コメント制度、外部監査、NPO支援、住民自治システム等）

2. 住民自治とは何でしょうか

※一般的には、住民主権に基づく団体（行政・議会）統制システムを指しています。

3. しかし、実体的には3つの住民自治がある

- ① コミュニティ型自治（共和主義的）＝地域共同社会＝自治会、区長制度など（ヨコ）
- ② アソシエーション型自治（自由主義的）＝目的別結社社会＝NPOなど（タテ）
※ この二つがそろって市民社会は活性化する
- ③ 住民による団体自治の直接統制権＝条例の改廃制定請求権、特別職の解職請求権
監査請求権（ナナメ）

4. それでは、自治基本条例を分かりやすく言うと

- ① 広陵町の自治の仕組みのわかりやすい手引き
- ② 広陵町がめざす方向と決意、行動原則の明示
- ③ 広陵町が設ける独自の自治システムの根拠